

個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市
計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する
事務に係る特定個人情報保護評価書案につ
いて

意見募集期間

令和7年（2025年）

7月28日（月）～8月27日（水）

横 須 賀 市



◆個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案について

1 意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成27年10月から運用されています。

この制度は、全国民に付番される個人番号を活用し、公平・公正な社会の実現、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上を図るためのものです。

番号法において、市町村等は、個人番号を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の漏えい等のリスクを軽減するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、情報の漏えい等の危険性などについて自ら評価を行い、リスクを軽減するために採る措置や手順等を記載した評価書を作成・公表することとなっています。

取り扱う対象者の人数が30万人以上の特定個人情報ファイルについては、作成した評価書について市民の皆様からご意見を募集し、第三者機関による点検を受け、全項目評価書を公表しています。

今回の意見募集は、「個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務に係る全項目評価書」についての意見募集です。

横須賀市で運用している税関係システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、令和9年1月から、国が策定した標準仕様に準拠した上で、ガバメントクラウド上に移行する予定です。

システムの移行に伴い、全項目評価書に重要な変更を加えることから、評価の再実施を行う必要があり、当該全項目評価書に関する意見を募集するものです。

2 評価書案の概要

（1）基本情報

個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務の内容について説明しています。主なシステムとしては、税務関係システム、中間サーバー・プラットフォーム、団体内統合利用番号連携システム、電子申告等システム（e L T A X）、国税連携システム（e L T A X）及びサービス検索・電子申請機能です。

これらのシステムにおいて、特定個人情報ファイルを取り扱うことを明らかにして

います。

(2) 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの内容、使用方法、委託の有無、提供又は移転の有無などを記載しています。

① 税務関係システムファイル

② e L T A X ・ 国 税 連 携 シ ス テ ム フ ァ イ ル

③ e L T A X ・ 納 税 通 知 書 ・ 督 促 状 等 デ ー タ バ ッ ク ア ッ プ フ ァ イ ル

①～②の特定個人情報ファイルは、各々のシステムを用いて体系的に検索できるように構成されたものです。

③の特定個人情報ファイルは、e L T A X の審査システムや国税連携システムを通じて送付されたデータのバックアップデータ及び市民宛に通知した納税通知書や督促状等のイメージデータのバックアップデータです。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。

個人情報の入手の際には、厳格な本人確認のもとに正確な情報を取得し記録しています。

委託先がある場合には、市と同様に厳格な管理がなされるよう徹底しています。特に契約においては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し特定個人情報の適正管理を担保します。

(4) その他のリスク対策

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、内部監査を継続し実施体制及び監査内容の充実を図ります。

(5) 重要な変更にあたる主な変更点

- ・ 標準準拠システムの仕様に基づく特定個人情報ファイルの記録項目等の変更
- ・ ガバメントクラウドへの移行に伴う措置に係る記載の変更
- ・ e L T A X による電子申告の手続きに関し、サービス検索・電子申請機能を用いることに係る記載の変更

3 今後のスケジュール

- (1) 令和7年9月上旬（予定） 横須賀市個人情報保護運営審議会による第三者点検
- (2) 令和7年9月中旬（予定） 国の個人情報保護委員会への提出・公表

意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間 令和7年（2025年）7月28日（月）から8月27日（水）まで

2 あ て 先 税務部税制課 口座・情報係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・税務部税制課 口座・情報係（市役所本館1号館2階2番窓口）

・市政情報コーナー（市役所本館2号館1階34番窓口）

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

税務部税制課 口座・情報係

（3）電子メール

ts-td@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 問い合わせ先

税務部税制課 口座・情報係

電話 046-822-9836

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。